

不朽の音

—『漢字三音考』における徂徠派批判—

河合 一樹

序

本居宣長（一七三〇～一八〇二）が生涯に残した多くの著作は、村岡典嗣以来「文学説」「語学説」「古道説」の三種に分類するのが通例となっているが、本稿が主として扱う『漢字三音考』はその中で日本語の文法や音韻を論じた「語学説」の著作に属し、「吳音」「漢音」「唐音」の三つの日本語における漢字音について述べたものである。

そのような日本語の研究の成果は『古事記伝』における『古事記』の読解などにかんなく発揮されたものと思われるが、しかしながら、本稿がこの著作を取り上げる理由は、そうした宣長の日本語研究の具体的内容に関心を持つからという訳ではない。それが、古典を読むための語学的な準備という枠組みに留まらず、宣長の思想形

成に重要な位置を占め、またそれ自体としても思想的意義を有しているからである。すなわち、『漢字三音考』は、宣長が『古事記伝』の研究の前提とした言語観をも示している。

そのことを端的に示すのは、この著作が賀茂真淵の『語意考』や荻生徂徠の『学則』『訳文全歸』などと関係を持つということであろう。『漢字三音考』における真淵の影響は主に冒頭の日本語の優位性を主張する箇所に表示されており、徂徠についてはその後の日本における漢字の受容を論ずる箇所でも批判する。

ところで、日本語の研究が強い思想的色彩を有するという自体は、真淵の『語意考』もまたそうであるように、国学派に共通の大きな特色であると言うべきであって、殊更に強調せずとも、もとより多くの先行研究の肯うところである。しかるに、本稿がここにおいて改めて『漢字三音考』を問い直すとするのは、そこに今日

までに指摘されてきたよりも大きな思想的意義を認めることが出来る。またそれによって宣長の思想形成を新たに捉え直す視座が得られるものと考えるからである。

従来の研究において、盛んに取り上げられたのは、その真淵の『語意考』との関係であった。それに対して、本稿では徂徠との関係に着目して考究を進めたい。それは真淵からの影響を軽視するということではなく、むしろ、真淵から受け取ったものを徂徠への批判と連関させて述べたところに、宣長の独自性を見出しうるのではないかという試みである。こうした観点からの考察は、『語意考』と『漢字三音考』の関係性への指摘に終始するものとはより『漢字三音考』の漢字受容論に言及する子安宣邦の研究⁴⁾においても、部分的にしか為されていないように思われる。

従って、本稿が『漢字三音考』における徂徠派批判⁵⁾という副題の下に企図するのは、単に徂徠について言及される箇所を考察するということのみではない。というのも、現在一般に用いられる筑摩版の全集において五〇ページ程のこの著作の中で、直接的に徂徠を意識した発言が含まれるのは「皇國ニシテ漢字音ノ始」と題されたわずか数ページの箇所に過ぎないが、宣長の批判はその一部のみに完結するものではなく、その全体において遂行されるものと考えられるのである。すなわち、『漢字三音考』自体を徂徠派批判の著作と

して捉えることが本稿の目的である。

宣長と徂徠との間で問題となるのは、日本語と漢字との関係である。彼らは、それぞれ国字者と儒者として問題意識を完全に共有するものではないが、もともと文字を有さなかった古代の日本に中国から漢字が入ってきたという事情を巡って対立する。そして、そうしたことを論じなければならなかった背景に存しているのは、自らと距離の隔たったものとしての古典を如何にして理解することが出来るかという問いである。そこにおいては、古典が書かれた言語と現在の言語との差異が主題化され、それは、やがて言語における「音」と「文字」との関係にまで行き着く。その事情を以下段々に見ていきたい。

一、徂徠における「不朽なる者」としての文字

まずは、宣長が『漢字三音考』において批判の対象とする徂徠の言説について確認したい。そもそも、日本語と中国語の差異、そしてそこにおける漢字といった問題を大きく提起したのは徂徠であって、宣長の議論もそれを踏まえて為されている。ただし、両者の問題の相違ということは留意しておかなければならないだろう。というのは、徂徠においては、最終的に中国語で書かれた六経をどの

ようにして理解するかということが問題の核心であって、宣長の論ずるような日本語における漢字受容ということは第一の主題ではないからである。それ故に、日本における漢字受容という観点から見た徂徠は、既に宣長から見た徂徠である。

徂徠が、従来の儒学に対して自らの学問を提唱するにあたって、その学問の方法を纏めた著作が『学則』である。そこにおいては、まず次のようなことから問題が始まる。

〔楚の学者ですら北の中国に学ぶのだから〕すなわち吾が東方の民、またいづくにか適かん。またただ言語宜しきを異にし、鐘呂の爰居を響するにして、彼これを朱離馱舌と謂ひし者、吾視ることなほ彼のごとし。②

ここで指摘されているのは、日本と中国との言葉の違いである。その音の違い故に、両者はお互いに相手の言葉を聞いても、「朱離馱舌」すなわち鳥のさえずるような声だと思ってしまう。それが元来のあり方であって、日本において中国のことを理解する困難である。しかし、やがて日本においては独自の漢文の読み方が出現する。その事情を次のように言う。

吉備氏といふ者出づることあり、西のかた中国に学び、和訓を作為して、以て国人に教ふるも、またなほ乳に易ふるに殺を以てし、虎はすなはち於兔にして、その読みを顛倒し、錯へてこれを綜べ、以て二邦の志を通ず。ここにおいてか吾これを朱離馱舌と謂ひし者、吾視ることなほ吾のごとし。③

吉備真備が「和訓」を作ったことよって、理解することが困難だった漢籍は、「吾視ることなほ吾のごとし」すなわち日本語を用いるが如く容易に理解しうるものとなった。しかしながら、徂徠は、そこにこそ問題点を見出す。そのように工夫して日本語のように理解することは、漢籍の本来の意味をかえって隠してしまうのではないかと。すなわち「これすなわち吉備氏の詩書札楽なり。中国の詩書札楽に非ざるなり。すなはちその禍は朱離馱舌より甚だしき者に殆きかな。」④というが如くである。

このように、徂徠は「和訓」は、漢籍を理解するのに最適の方法ではないとする。それにかえて、徂徠が提唱する方法は次のようなものである。

宇はなほ宙のごときなり。宙はなほ宇のごときなり。故に今言を以て古言を視、古言を以て今言を視れば、これ均しくす

るに朱離馱舌なるかな。(中略)然りといへども、不朽なる者は文にして、その書具に存す。(中略)吾、于鱗^{うりん}氏の教へを奉じて、古を視て辞を修め、これを習ひこれを習ひ、久しうしてこれと化し、しかうして辞氣・神志みな肖^にたり。辞氣・神志みな肖てしかうして目の視、口の言ふこと、何ぞ扱はん。⑤

これは、徂徠の主張の原理的な部分をより端的に表した文章であろう。日本と中国の違いを問題とするのも「宇はなほ宙のごときなり。宙はなほ宇のごときなり。云々」というように、言葉は時間によっても空間によっても異なっており、お互いに通じ難いという認識の上に立つたことである。さて、そして徂徠は、そうした言葉の差異を乗り越えるものとして、「文」を考えている。現在においてどこにも存在しない「古言」を読むためには、目で文字を視ることを徹底して、「口の言ふこと」と同じ境地まで到達すればよいのである。それを保証するのは「不朽なる者」としての文字である。以上において、徂徠の主張を簡単に見てきたが、それは、最終的に「文字」と「音」との対立に集約していく。すなわち、日本語と中国語の違いなどの問題は、音声言語が根本的に持つ特徴に起因するのであって、それに対して「文字」が持ち出されることになる。後に宣長について見ていくと、そこでは日本と中国という対立がよ

り強調された話の中心となるが、徂徠に言及する以上そこにおいても、このような徂徠の問題が引き受けられているはずであるという点に注意しておきたい。

二、『漢字三音考』における漢字受容論

続いて、宣長の漢字受容論について考察する。まずは、何故宣長がこの点についてこだわる必要があったかということについて一言しておきたい。その理由は、子安宣邦がつとに指摘するように、^⑥宣長が向き合ったのは『古事記』という漢字表記の文献であって、『古事記』から日本本来の道を見出そうとする宣長にとって、そこから漢字の影響とすることを排除することは、欠くべからざる課題であった為であると思われる。ここに『漢字三音考』において徂徠と対立する必要がある。と見出される。

さて、その点を踏まえた上で、具体的に宣長の考える漢字受容の過程を見ていきたい。宣長は、『漢字三音考』の中の「皇國ニシテ漢字音ノ始」と題する部分において、応神天皇の時に阿直や和仁によって漢字漢籍が渡来したというところから話を始めるが、続けて次のように言う。

カクテ皇子宇治若郎子彼二人ヲ師トシテ。始メテ其漢籍ヲ讀
タマヒテ。皆能通達タマヒシ事正史ニ見エタリ。抑漢字ノ音ヲ
知ラデハ。漢籍ハ讀コトアタハズ。又此方ニテハ。訓ナクテ其
文義ヲ解ル事アタハザルワザナルニ。(中略) 彼皇子ノサバカ
リ善了達シタマヒテ。同御世ニ高麗國王ヨリ使ヲ奉遣セシ時ニ。
其表ヲ讀タマフニ。無禮ナル詞ノアリシニヨリテ。其使ヲ責タ
マヒシ事ナドモ見エタレバ。當時既ニ此方ニテ讀ベキ音モ訓モ
定マレリシナリ。若音訓ナクバ。イカデカ善讀テ其表文ノ无禮
ナルヲ辨ヘ知タマフバカリニハ了解タマハム。(7)

すなわち、宣長は、漢字が入ってきた直後にその音も訓も定まっ
たという立場を取っている。この後にも履中天皇の時代に「諸國ニ
史ヲ置テ。言ト事トヲ記サシメタマヒシ事見エタリ。」⁽⁸⁾と話題を
広げるが論旨は同様で、音と訓とが定まっていなければそのように
漢字を使うことが出来たはずはないという点を強調していく。
しばらくそのような点について述べた後で宣長は、その時の漢字
の音について問題にする。

サテ其時ニ用ヒラレシ字音ハ。漢國ノ音ノマヽナリケルカ。
ハタ皇朝ニテ別ニ改定メラレタルカト云ニ。此事ハタシカナル

傳ヘナケレバ。今明ラカニハ知ガタケレドモ。事理ヲ以テ考ル
ニ。皇國ト外國トハ人ノ音聲甚異ニシテ。相似ザル事上件ニ辨
ズルガ如クナレバ。ソノカミ漢國ノ音ヲソノマヽニ取用ヒムト
ストモ。タヤスク學ビ得ベキニ非ズ。(中略) 又タトヒ學ビ得
タリトモ。其朱離駛舌不正鄙俚ノ音。サラニソノマヽニ取用ブ
ヘキ者ニ非ズ。然レバ其時ノ字音。必彼國ノマヽニハアルベカ
ラズ。或ハ拗音ヲ直音ニツヅグメ。或ハ通音ニ轉ジ。或ハ鼻聲ヲ
口聲ニ移シ。或急掣ル韻ヲ舒緩ニ改メナド。凡テ不正鄙俚ノ甚
シキ者ヲバ除去テ。皇國ノ自然ノ音ニ近ク協ヘテ。新ニ定メラ
レタルモノ也。⁽⁹⁾

ここにおいて、漢字は日本に入ってきた時から既に、日本語の音
に完全に対応する形で用いられていたということを宣長は主張す
る。これについて子安が、「ここにとらえられている漢字文化流入
の過程は、それによるわが言語体系の変容の過程ではない。むしろ
わが声音言語をもって、漢字表記の文章、書籍にどう対応したかと
いう事態として理解されている。」⁽¹⁰⁾と指摘しているように、こ
うした議論によって、音と訓が定まり、また音も日本語の音に対応し
ているということにおいて、漢字を日本語を表記するものとして十
全に用い、『古事記』などを記す可能性が確保されるものと思われ

る。

さて、こうした文脈の中で、宣長は徂徠を意識した発言をする訳であるが、強く主張するところの日本に漢字が入ってきた時から訓が定まっていなければならないということを補足して次のように言っている。

然ルヲ或説ニ。ソノカミ和仁ガ始メテ教ヘ奉リシハ。漢國ノ讀法ノ如クニテ。イマダ和讀ノ法ハアルベカラズト云ルハ非也。此方ノ人ハ。イカホドヨク學問シテモ。訓讀ナラデハ義理通ゼズ。近世儒者ノ説ニ。ヨク漢籍ニ熟シ唐音ニ達シヌレバ。訓讀ニヨラズ。彼國ノ法ノ如ク直讀ニシテモ。ヨク通曉スト云ハ。甚虚妄ノ言也。タトヒロニハ直讀シテモ。心ニハ訓讀セザレバ義通ゼズ。人ニハ右ノ如ク教ル者モ。實ニハ自モ訓讀ノ法ニ依ラザル事ヲ得ズト知ルベシ。(11)

この箇所は割注の中にさらりと書かれている。しかしながら、その内容を見れば、日本人は訓読を用いなければ漢字を理解することが出来ないという主張において、この箇所はただ徂徠と異なる漢字受容の過程を描くというだけに留まらず、訓読によらず文字を通して中国の古典を理解しようという徂徠の方法への全面的な否定に

なっている。

このことによっても、「或説」や「近世儒者」といった仕方ではか言及しないにも拘わらず、徂徠が強く意識されていることは予想されるが、宣長が徂徠の議論を引き継いでいるということをより明確にする為に、次のような発言に注目しておきたい。

皇國ノ字音。今傳ハルトコロ漢吳共ニ、古ニ定マリツルマ、ニシテ。訛レル事ナシ。其故ハ。定マリテ既ニ人々慣タルウヘニテハ。訛マルマジキ理アリ。イカニト云ニ。先自然ノ言語ハ郷土ノ方言アリテ。五方各同ジカラズ。又時世ニ随ヒテモ移リカハルモノ也。然ルニ字音ハ。他國ノ音ヲウツセル者ニシテ。モト此方ノ自然ノ物ニ非ザルガ故ニ。方言ノ差アル事ナク天下同一ニ天ハテン地ハチニシテ。異音ナシ。如此ク五方ノ殊異ナキヲ以テ。古今ノ變易モ無キコトヲオシハカリ知ベシ。若古今ノ變アラバ。必五方ノ異モアルベキ理也。(傍線＝宣長)(12)

これは、これまでに言及してきた箇所の少し後にある「此方ノ字音ハ古来誤無キ事」と題された箇所の文章である。ここにおいて、宣長は漢字の音に古今の差異が無いということを主張している訳であるが、その根拠は、日本における漢字音が自然のものではなく、

定められたものであるから方言や時世による差異を持たないということがある。そして、漢字音が定められたものであるということとは先程見た箇所において宣長が力説していたことであつた。従つて、このことは宣長の漢字受容論の一つの帰結として捉えることが出来る。

そして、このことが保証するのは、江戸時代の宣長がはるか昔に書かれた『古事記』からその正しい音の読み方を復元することが出来るということである。漢字が外来のものであるという特殊な状況に起因して、それはかえつて自然の音声の変化の影響を受けず、当時の音声を保存するものとして捉えられる。そして、宣長が漢字音の不変ということを主張しなければならなかつた背景には、先に見た「字はなほ宙のごときなり。宙はなほ字のごときなり。」といった徂徠の問題が、就中時間的に隔たつた言語の差異といつた問題があるものと思われる。すなわち、かつての日本語が漢字を通して、今日まで持続するという主張の背景には、古今の言語の違いという観点が存していると考えられるのである。

さて、以上の議論を総括すれば宣長が主張しているのは、『古事記』が書かれた当時において、漢字は音声言語としての日本語を過不足なく表記することが出来、また、それは今日においても復元することが出来るということである。『漢字三音考』で宣長が徂徠を

批判したのはそうした可能性を確保する為である。漢字受容論を巡つての徂徠と宣長との見解のどちらが正しいかということは、今は置いておこう。ここで本稿が疑問として提示したいのは、次のような点である。

すなわち、徂徠においては、既に見てきたように、文字は、時代場所によつて言葉が異なる中で、中国古典と通じ合う可能性として見出されたものであつたが、宣長はここで、徂徠を意識しながらそうした「不朽なる者」としての文字を否定した時、江戸時代の宣長が『古事記』と通じうる可能性がどこに確保されたのかという点である。宣長が確保したのは、あくまで古代の日本語の音を復元する可能性にすぎない。そして、再び徂徠の議論を想起するならば、古代の日本人が古代の中国語を音声言語として聞いたとしても、それは「朱離馱舌」なものであつた。あるいは宣長からすれば、未知の音は訓読されることなしには意味が理解されることはないのであつた。すなわち、音声言語として眼前に存していてもそれが理解されるとは限らないのである。

このことは『漢字三音考』のこれまでに見てきた箇所においては問題になっていない。しかしながら、上代において漢字がすぐさま当時の日本語を表記するものとして定着し、それは今でも復元するというだけでは、上代における漢字の表記を正確に読みうるとし

ても、今と古との言葉の違いということは乗り越えられないのではないか。音声言語として見たとき、『古事記』の日本語と江戸時代の日本語は差異を有している。徹底して古語と格闘した宣長がその点について全く無意識であったということは考えにくいことである。

先に言ってしまうえば、その問題の答えは、宣長の日本語観の中に、就中その「音」に対する考えの中に、存しているのではないかと思われる。そして、その為に、『漢字三音考』においては『語意考』に影響を受けた日本語観と徂徠派批判が結び付けられているのはなからうか。そのような見通しを持ちながら、以下に、宣長の日本語観について考えたい。

三、宣長における五十音観

真淵は『語意考』で、宣長は『漢字三音考』でそれぞれその日本語観を披歴する。両者には、様々に共通点も相違も存しているが、その一つ一つをここで検討することは出来ない。ただし、一言しておきたいのは、いかに多くの相違点を有するとしても、宣長が『語意考』を意識していたということは動かないであろうということである。さて、今取り上げたいのは、両者の大きな共通点の一つであ

る五十音を神聖視するという点である⁽¹³⁾。徂徠においては、音声言語は全て時代地域によって隔てられたものであって、そのどれもが不朽性を有さない。それに対して、日本語と外国語の違いを強調し、五十音を優位なものとする思想は「音」に対する考え方を異にする。そうしたことを踏まえて、以下に宣長の五十音に対する捉え方を見ていきたい。

まず、次のように日本の五十音の正しさが語られる。

サテ其五十ノ音ハ。縦ニ五ツ横ニ十ツ、相連リテ。各縦横音韻調ヒテ亂ル、事ナク。其音清朗ナルガ故ニ。イサ、カモ相涉^{アヒツク}リテマギラハシキ事モナク。一一ノ音ニ平上去ノ三聲ヲ具シテ。言ニ随テ轉用ス。(中略)又五十二ニシテ足^{タツ}ザル音モナク。餘レル音モナキ故ニ一ツモ除クコトアタハズ。亦一ツモ添ル事アタハズ。凡ソ人ノ正音ハ此ニ全備セリ。サレバ此外ハ、皆鳥獸萬物ノ聲ニ近キ者ニシテ。濶雜不正ノ音也ト知ベシ。⁽¹⁴⁾

宣長は、このように、五十音を「人の正音」を全備したものと捉え、それ以外は鳥獸の声に近い不正のものであるとまで言う。すなわち、これは外国の音をそうした不正なものとして捉えることを意味する。そうした主張は現在から見れば理解しがたいところが

あると言わざるを得ないが、今問題となっているのは宣長の考えである。宣長は、ここで、五十音をどのようなものとして考えているのだろうか。「人の正音」を全備するとはどのようなことを意味するのか。

その内実を考える為に、宣長が外国語について主張するところを見てみよう。「外国音正シカラザル事」という題をもつ箇所がある。そこに挙げられている例は全て取り上げるには長いので、最初の二つを引用する。

外國人ノ音ハ。凡テ朦朧トシテ。譬ヘバ曇リ日ノ夕暮ノ天ヲ
譚ルガ如シ。故ニアト呼音ノ。オノ如クニモ聞エ。ワアノ
如クニモ聞エ。又オト呼音ノ。ウノ如クニモホオノ如クニ
モ聞ユル類ヒ。分曉ナラザル事多ク。又カキクケコトハ
ヒフヘホト相涉テ聞エナド。諸ノ音皆皇國ノ如ク分明ナラ
ズ。(傍線＝宣長)⁽¹⁵⁾

このような調子で、他にも数点に渡って、中国の音の不正な点を述べていくのであるが、この箇所全体について、菅野覚明が次のように簡潔にまとめ、また、注目すべき指摘をしている。

『三音考』によれば、宣長のいう外国音の不正・混濁とは、具体的には、(1)中央母音・鼻母音などの、中間的あるいは混合的な音の存在、(2)拗音・撥音・促音の多用、(3)独立した濁音・半濁音の存在といった事実のことを指している。(中略)宣長が、中国音に見られるこれらの事実を不正として捉えた根拠は、実は、日本語の中でそれらが出現する場合は、すべて変則形態としてであるという事実に求められるのである。⁽¹⁶⁾

先に引用した『漢字三音考』の一文は、ここでは(1)にあたるのだが、他の二点の内容もここに纏められている通りである。さて、菅野の指摘するような、宣長が外国の音を不正であるというのはそれが日本語において変則形態として出現するからである、ということについて、明細に見るには多くの点を確認しなければならないが、紙幅の都合上一点だけ例を挙げておくと、宣長は濁音について次のように言っている。

是(五十音)ニカノ行サノ行タノ行ハノ行ノ濁音。合セテニ
十ヲ加フレバ。都テ七十ナレドモ。濁音ハタミ正音ノ變ニシテ。
モトヨリ別ナル者ニ非ル故ニ。皇國ノ正音ニハ。是ヲ別ニハ立
ズ。正音ニ攝スルモノ也。(傍線＝宣長)⁽¹⁷⁾

このように、濁音はあくまで正音の変に過ぎないのであつて、五十音に加えられることのないものである。そして、中国語に濁音及び半濁音の多いことを宣長は不正である理由とする。日本語の五十音に対して考えられた基準がそのまま他の言語にも適用されるのである。

「人ノ正音」を全備するといふことがどういふことであるかといふことを理解する為に、さらに、もう一点注目しておきたい記述がある。それは「漢國字多キニ過ラ音足ザル事」という箇所にある次の一文である。

サテ皇國ノ音ハ。タゞ五十二シテ甚少ケレドモ。正音全備ニシテ闕タル者ナシ。漢國ノ音ハ。コレニ比スレバ甚多ケレドモ。タゞミダリニ駁雜ニシテ全備セズ。闕タル音多シ。故ニ他國ノ音ヲ譯スルニ。足ラザル事多クシテ甚不便也。(18)

日本の音は数こそ少ないものの正音を全備しているのに対して、中国の音は数が多いものの全備している訳ではない。その結果外国語の音を訳すことに不便が生じる。このことは、逆から見れば、正音を全備していれば外国語の音を訳すのにもさほどの不便もない

といふことを意味するだろう。

以上に見た二点、すなわち、第一に外国語の不正の理由が日本語の変に求められるという点、及び、第二に正音を全備していれば外国語の音を不便なく訳すことができるというような点を合わせて考えると、宣長が五十音に対して「人ノ正音」を全備しているといふことの意味が理解されるのではないかと思われる。

宣長が五十音を「人ノ正音」を全備するといふ時、それは単に日本語が優れているということを褒めるのみではなく、他の言葉の音声はその変と同一視されるような、普遍的な人間の発音の根本のように捉えている。そのことを宣長は彼なりの音韻の研究によって示そうとしたと思われる。

従つて、宣長が、日本語の五十音が中国語より優れているといふとき、それはある個別の言語が他の個別の言語に勝っていることを主張するのではない。五十音を普遍的な音とし、他の言葉の音声はその変に過ぎないとするところに、日本語の優位性を主張する。宣長が徂徠を批判し、「不朽なる者」としての「文字」を否定するとき、その背後にはこのような考えが、古代の日本において実現されていた五十音が「不朽の音」であるという考えが存していたのである。そこにおいては、古と今との音声言語の差異は、普遍的な音とその変という形において乗り越えられる。

結

以上において、本稿では、『漢字三音考』の全体を徂徠派批判を意図する著作であると捉えることを目的として、考察を進めてきた。『漢字三音考』において、徂徠を批判している箇所は漢字受容論に存しており、具体的な受容過程を巡る議論の中にあるが、それは徂徠が思想の中核としていた「不朽なる者」としての「文字」という考えを否定するものであった。そこで、徂徠にとつては「文字」は言語を異にする者が、中国古典と通じ合う可能性を確保するものであったが、それを否定するとき、宣長はかわりに何かを持ち出す必要はなかったのかと問いを發して、宣長が『漢字三音考』の冒頭で述べる五十音に対する考えの中に、五十音を普遍的な音と捉える発想があったことを指摘した。それは、宣長が徂徠の提起した問題を乗り越える為には、『語意考』と関係する文脈を援用し、このような形で『漢字三音考』が成立した所以である。

このように考えるところに、本稿では、『漢字三音考』における『語意考』と関係を有する日本語の優位を説く論と漢字受容論との間に、徂徠批判としての同一の文脈を見るのであるが、それは宣長の思想形成を考えるに当たって重要な示唆を与えてくれる。最後に、

その点について一言しておきたい。

そこに示されるのは、『漢字三音考』と古通説の主著というべき『直毘靈』との密接な関係である。もとより、両書は極めて近い時期に書かれたものであるという接点を有している。『漢字三音考』が刊行されたのは天明五年（二七八五年）のことであるが、そのもととなる『漢音真音弁』は明和八年までに成立していた⁴⁹とされる。この年は『直毘靈』の殆ど完成形とも言つてよい第三稿『直毘』が成立した年でもある⁵⁰。従つて、両書は同時期の思索と研究の成果である。

そして、『漢字三音考』を徂徠派批判の意義を持つ著作として理解する時、加えて次のような共通点が浮かび上がってくる。すなわち、両者が共に、真淵を意識しつつ徂徠を批判するという構図を有している点である。『直毘靈』は、小笠原春夫が指摘するように⁵¹徂徠派の儒者太宰春台の『弁道書』への反論として書かれたものであり、同じく『弁道書』への反論である真淵の『国意考』の影響のもとに成立したと考えられる。『漢字三音考』が『語意考』を意識しながら徂徠を批判することを中核とするものであるとすることが不当でないならば、その扱う著作や問題は異なっているとは言っても、両書は真淵と徂徠を巡る一つの思索の二つの表れであるといつても過言ではないだろう。

もとより、宣長の思想形成における徂徠の影響の大きさはつとに指摘されてきたところであるが、『漢字三音考』と『直毘靈』との密接な連関を前提とするとき、新たな一面を考えることが出来るのではないかと予想される。

その結果が、如何なるものであるかということは、本稿の課題ではないが、いずれにせよ、これまでの考究によって『漢字三音考』という著作の持つ意義や重要性を示すことが出来たのではないかと思う。そのことを結論として稿を閉じたい。

※『学則』からの引用に際しては、岩波思想体系『荻生徂徠』所収のものを用い、その頁数を示した。また、宣長からの引用に際しては、筑摩書房版全集を用いその号数と頁数をそれぞれ漢数字で示した。

註

(かわい かずき 筑波大学大学院)

- (1) 子安宣邦、『本居宣長』、岩波現代文庫、二〇〇一年。
- (2) 荻生徂徠、『学則』、一八八頁。

- (3) 同所。
- (4) 同所。
- (5) 徂徠前掲書 一九〇、一九二頁。
- (6) 子安前掲書 第三章参照。
- (7) 本居宣長、『漢字三音考』五・三八九。
- (8) 同所。
- (9) 宣長前掲書 五・三九〇、三九一。
- (10) 子安前掲書 八〇頁。
- (11) 宣長前掲書 五・三八九。
- (12) 宣長前掲書 五・三九九。
- (13) ただし、その五十首の優位性の理由については、両者の間に相違がある。子安前掲書、樋口達郎『国字の「日本」』、北樹出版、二〇一五年参照。
- (14) 宣長、『漢字三音考』前掲書、五・三八一。
- (15) 本居宣長、『漢字三音考』五・三八三。
- (16) 菅野覚明、『本居宣長 言葉と雅び』、ぺりかん社、一九九一年、三二八頁。
- (17) 宣長前掲書 五・三八二。
- (18) 宣長前掲書 五・三八八。
- (19) 全集五卷 解題参照。

(20) 『古事記伝』に収められ現在『直毘靈』として知られる文

章は第四稿であり多少の差異があるが、最後の改稿は『古事記伝』の刊行に合わせて記述を整えたもので、第三稿『直毘靈』をもとに宣長は門下生に講義をし、また市川鶴鳴と『くずばな』の論争をするなどといったことから一応の完成稿であるといつてよいと思われる。

(21) 小笠原春夫、『国儒論争の研究』、ぺりかん社、一九八八年。

訂正とお詫び

『求真』第二十号におきまして、左記のミスがございました。訂正をさせていただきますとともに、筆者・読者各位に衷心よりお詫びを申し上げます。

【誤】

三四頁上段、註(12)

吳善華『宮沢賢治 彷徨する魂』、東海大学出版会、二〇〇〇年、三三
〜三四頁。

【正】

本居宣長『答問録』（『本居宣長全集第一巻』所収、筑摩書房、一九六
八、五二七頁。

二〇一六年二月

求真会事務局